

令和7年度 岩手県立盛岡聴覚支援学校 経営計画

幼児・児童・生徒のニーズ	保護者のニーズ	地域のニーズ	関係機関等のニーズ
(1) コミュニケーション方法の充実 (2) 分かる授業の実践 (3) 進路希望の実現 (4) 児童生徒会、部活動の充実 (5) 交流学習等の充実	(1) 生きる力の育成 (2) 言語力の向上 (3) 教員の専門性向上 (4) 進路希望の実現 (5) 医療、福祉等の情報提供 (6) 交流学習等の充実	(1) 開かれた学校 (2) 地域への情報発信 (3) 聴覚障がい教育のセンター的機能の充実	<連携機関> (1) 医療、福祉機関等との連携 <進路先> (1) 働く力、コミュニケーション能力の育成

ニーズの把握 ↓ ↑ ニーズへの対応

パートナーとの連携 (1) 幼児児童生徒・保護者 ①子どもたちが主体的に活動できる学校づくり ②子どもたちの社会参加や、家庭学習等の推進に向けた保護者との連携 (2) 地域住民・関係機関等 ①医療や福祉、聴覚障がい団体等との連携 ②地域や近隣の学校と学び合える環境づくり ③進学先や就労先、関係機関等との連携	【校訓】 明るく 強く 正しく 【教育目標】 豊かな感性と思考力 しなやかな心と体 思いやりを育み、自らを知り高め未来を切り拓く人間を育成する。 【目指す学校像】 (1) 音声、手話、文字、指文字による対話を重視した分かる授業を実践し、思考力・判断力・表現力を育む学校 (2) 聴覚障がい教育の歴史と新たな知見を学び、専門性の向上を目指す学校 (3) 幼児・児童・生徒の主体性と心の成長を大切にし、自己実現を支援する学校 (4) 保護者、地域、関係機関等との連携を教育に生かす学校 (5) 特別支援教育のセンター的機能のもと、聴覚障がい教育の充実を目指す学校	学校に影響を与える変化 (1) 子どもに係る課題の顕在化 ①重複障がいを抱える子どもの増加 ②要支援家庭の増加 (2) 子どもを取り巻く環境の変化 ①人工内耳や補聴器等の進歩 ②普通学校で学ぶ聴覚障がいのある幼児児童生徒の増加 ③進路の多様化 (3) 専門性の高い指導者の不足 ①聴覚障がい教育や教科の専門性をもった教員の不足 (4) 行政組織による各種取組 ①手話言語条例の制定 ②聴覚障害児支援事業の推進
--	---	---

すべての学部・分掌が連携した「チームとしての学校」

【令和7年度重点目標】

1 学習活動の充実【支える】	2 キャリア教育の充実【つなぐ】	3 センター的機能の充実【いかす】	いわて特別支援教育推進プラン(2024~2028) ~共に学び、共に育つ教育の推進 キーワード【つなぐ】 ~就学前から卒業後までの一貫した支援の充実~ キーワード【いかす】 ~各校種における指導・支援の充実~ キーワード【支える】 ~教育環境の整備・充実・県民理解の促進~
一人一人に対応した、コミュニケーション方法を工夫し、分かりやすい授業を展開することで、社会生活に必要な能力の育成を図る。 (1) 校内の研究・研修の推進 (2) 校外の研究会・研修会への参加 (3) ICTの活用を含む教育環境の充実 授業が分かると答えた子どもの割合 【80%以上】	将来の社会生活に向け、自らの課題を知り克服することで、進路目標の実現ができるようキャリア教育の充実を図る。 (1) 発達段階に応じたキャリア教育の推進 (2) 職場体験学習の充実 (3) 関係機関と連携した進路目標の実現 キャリア教育を実践していると答えた職員の割合 【80%以上】	関係機関との連携・協力体制を構築し、聴覚障がいのある子どもたちを支援するためのセンター的機能の充実を図る。 (1) 地域における相談活動の充実 (2) 関係機関との連携・協力体制の構築 (3) 積極的な情報発信（HP等） センター的機能の充実を実感している職員の割合 【80%以上】	
4 交流活動の活性化	5 児童・生徒会活動の活性化	6 安全指導の充実【いきる、かかわる、そなえる】	岩手県手話言語条例 【正式名称】 言語としての手話を使用しやすい環境の整備に関する条例 2024年4月1日施行 Point 1【基本理念】 手話を必要とする人を含む全ての人の人格と個性を尊重し合う (第2条) Point 2【県の責務】 手話を知る・習得するための機会をつくる (第3条、第5条~第9条) Point 3【県民及び事業者の役割】 みんなで手話を使用しやすい環境をつくる (第4条)
「共に学び、共に育つ教育」の推進のため、他校や地域等との交流を図りながら、各種検定や競技会等への積極的参加を支援する。 (7) 他校や地域との交流の充実 (4) 開かれた学校づくり (9) 各種検定や大会等への積極的な取組 交流活動が充実していると答えた子どもの割合 【75%以上】	子どもたちがお互いの良さを認め、協力し合い、充実した学校生活が送れるよう、主体的な児童・生徒会活動の推進を図る。 (7) 総会や行事等への主体的な取組 (4) 一人一人が活躍できる機会創出 (9) 取組成果の顕彰 学校生活が楽しいと答えた子どもの割合 【75%以上】	復興・防災教育や情報モラル教育の実践のもと、危機管理を推進し、安全指導の充実を図る。 (7) 復興・防災教育の充実 (4) 緊急連絡体制の構築 (9) 避難訓練や帰宅確認訓練の実施 防災への取組を実感している職員の割合 【75%以上】	
7 健康づくりの充実	8 「いじめ」の早期発見・適切な対処	9 不適切な指導・言動の根絶	
運動や体力の向上に取り組む機会を創出するなど、健康づくりの充実を図る。 (7) 発達段階に応じた運動の実践 (4) 授業や部活動等での体力の向上 (9) 各種競技大会等への参加 体力の向上を実感している子どもの割合 【75%以上】	「学校いじめ対策組織」を中核とし、組織的にいじめの早期発見・適切な対処に当たる。 (7) いじめの早期発見の取組 (4) 情報の迅速な共有と適切な対処 (9) 組織的な対応と保護者との連携 学校のいじめ防止と早期発見を感じている保護者の割合 【80%以上】	全職員が自身の指導や言動の在り方について意識を改革し、不適切な指導や言動をしない、許さないという風土の醸成に取り組む。 (7) 根絶に向けた学校風土作り (4) 苦しみを抱える生徒等の相談体制構築 (9) 校内研修の実施、校外研修への参加 体罰や暴言のない環境づくりを感じる保護者の割合 【80%以上】	